

質問回答書

令和6年5月14日

尾張旭市健康福祉部保険医療課

糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務委託に関する質問の回答は、下記のとおりです。

記

No.	質問内容	回答
1	<p>糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務内容 2 事業内容 (1)対象者について 安全に保健指導を実施するために、抽出条件へ対象から除外する条件を追加いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>抽出段階で除外することは想定していませんが、既往歴・現病歴等により保健指導が困難と見込まれる場合には、相談により対応を決定します。</p> <p>なお抽出時には、腎症第4期 (eGFR<30ml/min/1.73 m²) 以上の者は除外されています。</p>
2	<p>糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務内容 2 事業内容 (3)保健指導の概要について 初回と最終、その間の面談に関し、面談担当者は異なる者とするをご検討の余地はございますか。 例) 初回と2回目の面談担当者が異なる。 1 1回目と最終面談の面談担当者が異なる。</p>	<p>保健指導は、面談担当者と対象者の信頼関係が前提となるため、一貫して同じ面談担当で対応するようにしてください。</p> <p>不測の事態により面談担当者の変更が必要となった場合には、協議により対応を決定します。</p>
3	<p>糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務内容 2 事業内容 (3)保健指導の概要について 面談をキャンセルした場合のキャンセル規定をご検討の余地はございますか。</p>	<p>キャンセルに関する規定については、審査後、契約までの間に行う協議の中で決定します。</p>
4	<p>糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務内容 2 事業内容 (4) 医療機関との連携 「糖尿病性腎症予防のための保健指導情報提供書について 追加で必要な情報については事業者の負担において取得すると記載がありますが、主治医の先生の負担を軽減するために、市の指定する様式に質問を追加させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>市が指定する様式は、医師会との合意によるものであり、質問項目を追加することは想定していません。</p>

5	<p>糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務内容 2 事業内容 (5)事業計画及び結果報告について</p> <p>「特に重要な評価項目である HbA1c、eGFR については、直近のデータが対象者から得られない場合、受託事業者の負担において検査結果を取得する」とありますが、抗凝固薬などの服用により血液検査が困難な方、また血液検査の実施・結果の共有を拒否される方がいた場合は、取得が困難と考えられます。その場合はどのような対応を想定されていますか。(保健指導業務は医療行為ではないため、検査の実施・強要が難しい背景がございます)</p>	<p>HbA1c、eGFR については、本事業の評価の中心となるものです。血液検査の実施や結果の共有を拒否することがないよう、参加者募集の段階から、対象者に十分に説明して理解を得るようにしてください。</p> <p>なお、主治医においても医学的な理由により、血液検査が困難ということであれば、代替の指標により評価を行います。</p>
6	<p>糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務内容 2 事業内容 (6) 保健指導スケジュールについて</p> <p>他自治体での経験より、申し込み後に情報提供書を取得し面談開始となるまでに2か月程度有することがあります。7月下旬に募集開始した場合、10月頃面談開始となる可能性があり、2月末までに6か月の保健指導を完遂するには十分な期間を確保できないことが考えられます。5か月10回の面談にするなど、指導期間や面談回数の変更についてご検討の余地はございますか。</p>	<p>契約締結後、速やかに参加者を募集していただき、令和6年2月末までに指導を完了することが原則ですが、2事業内容(3)保健指導の概要イ指導内容等にあるとおり、保健指導の効果が見込める場合には、協議により期間、回数を変更することができます。</p>

以上